

社会福祉法人阿賀野福祉会 特別養護老人ホームあがの八雲苑

短期入所生活介護事業（空床利用型）重要事項説明書

◎ わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

当施設は、ユニットケア型の介護老人福祉施設であり、全室個室・ユニット個別ケアを原則としています。ユニットケアとは、施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うものです。当施設では、10人をひとつの生活単位とし、8ユニットで構成されています。

なお、この事業は現在ご利用されている方が、入院等で空室状態となった居室を、再度ご利用するまでの間、空床利用としていただき介護サービスの提供を行うものです。

（令和7年4月1日改正）

事業名	特別養護老人ホームあがの八雲苑 施設長 高野友丈		法人名	社会福祉法人 阿賀野福祉会 代表者 近藤 浩		
所在地	新潟県阿賀野市保田 5685 番地 1		利用定員	80床（空床利用型）		
電話番号	0250-68-1722		指定年月日	平成19年9月 1日		
Fax 番号	0250-68-1733		指定更新日	令和元年8月30日		
			指定番号	1572100632		
職員の概要	医師 1人以上（嘱託） 看護職員 3人以上（うち1人兼務） 機能訓練指導員 1人以上（看護職と兼務） 介護職員 27人以上 歯科衛生士 1人以上		生活相談員 1人以上 管理栄養士 1人以上 介護支援専門員 1人以上 事務員 2人以上 夜勤職員 常勤 4人 管理事務当直 1人以上（外部委託）			
施設の概要	土地	敷地面積 20226.01 m <sup>2</sup>				
	建物	建物	鉄骨造 2階建			
		延べ床面積 4750.86 m <sup>2</sup>				
	居室	13.8 m <sup>2</sup> （1ユニット10室 全80室）				
	設備	医務室	10.50 m <sup>2</sup>	診療所として認可		
		居室	13.8 m <sup>2</sup>	洗面台・物入れ戸棚・障子付、床衝撃緩和材使用		
		ユニット玄関	6.84 m <sup>2</sup>	中央廊下からユニット内が見えません		
		キッチン及びリビング	119.27 m <sup>2</sup>	ユニット毎に配備		
		洗濯室	5.0 m <sup>2</sup>	ユニット毎に配備		
		浴室	個浴室	9.0 m <sup>2</sup>	ユニット毎に配備	
			特浴室	30.65 m <sup>2</sup>	1階と2階に配備	
		会議・交流室	38.75 m <sup>2</sup>	1階管理等に設置		
		レクリエーションルーム	40.83 m <sup>2</sup>	1階と2階に配置		
サローム（交流スペース）		33.0 m <sup>2</sup>	2ユニット共有（当施設の特徴）			
談話コーナー	8.0 m <sup>2</sup>	1階と2階に配置				
協力医療機関	名称及び診療科	「脳神経センター阿賀野病院」主な診療科目 内科・神経内科				
		「あがの市民病院」主な診療科目 整形外科・泌尿器科・皮膚科・眼科・他				
非常災害対策	災害時の対応	広域災害時	阿賀野市と連携 要介護者の受入（会議室等利用）			
		施設の対応	避難誘導、飲料水、食料の確保等			
	防災設備	緊急通報装置、スプリンクラー、補助散水栓、特定防火扉、消火器等				
	防災訓練	年2回以上実施				
	防災責任者	施設長 高野友丈				

◎わたしたち（事業者）が提供するサービスの概要は次のとおりです。

## 1 提供するサービスの内容

ご利用者に提供するサービス内容は、「指定介護予防サービスの併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」です。

ご利用にあたって、ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、ご利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としております。

## 2 サービスを提供する職員

- (1) 医師（嘱託）・・・ お身体の診療・診察及び健康管理を担当します。
- (2) 生活相談員・・・ 施設での生活全般に関するご相談を担当します。
- (3) 看護職員・・・ 療養上のお世話を担当します。
- (4) 介護職員・・・ お身体の介護を担当します。
- (5) 機能訓練指導員・・・ 個別機能訓練の指導を担当します。
- (6) 管理栄養士・・・ 食事の献立づくりや栄養管理、調理の指導をします。
- (7) 介護支援専門員・・・ 施設における介護等の施設サービス計画の作成を担当します。
- (8) 事務職員・・・ 入退所及び施設利用中における費用計算など担当します。
- (9) 歯科衛生士・・・ 口腔衛生、口腔ケア等のお世話を担当します。

## 3 提供するサービスの概要

### (1) 業務取り扱い方針

利用者の心身の状態を踏まえ、施設内の介護支援専門員の作成する「(介護予防)短期入所生活介護サービス計画」に従い、居室における生活への復帰を目指し、介護保険施設サービスを提供します。

### (2) サービスの概要

サービスの種類	サービスの具体的な内容
食事の提供	・お食事の時間（朝食：7時40分～、昼食：12時～、夕食：17時40分～） ・ユニット内盛付、ユニット炊飯等を行います。 ・管理栄養士の献立、ご利用者の身体状況にあった適温のお食事を提供します。 食べる事のできない物やアレルギーがある場合は、できる限り対応しますので遠慮なくお申し出ください。
排泄の介助	・利用者の身体の状態に合わせて適切な方法でお手伝いをします。また、排泄の自立について支援します。
入浴・清拭の介助 日常生活上のお手伝い	・週2回以上の入浴または清拭を行います。個人浴槽、特殊浴槽があります。 ・寝たきり防止の為、離床に配慮し、お手伝いします。 ・シーツの交換は毎週行い、洗濯は必要に応じて行ないます。洗濯は無料です。 ・着替えなど日常生活に必要なことについては、ご利用者の生活のリズムを考慮しお手伝いします。
機能訓練	・機能訓練指導員等が、必要に応じて日常生活を送る上で、必要な生活機能の改善または維持の為に、ご利用者の身体に合わせて機能訓練を行います。 また、生活の中で各職種・職員が連携して機能訓練を行います。

## 4 利用料金

原則として、下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合は、その内容

に基づいた負担額となります。

① 施設サービス費（1日につき）

要介護度	短期入所生活介護				
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
負担割合 1割	704円	772円	847円	918円	987円
負担割合 2割	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円
負担割合 3割	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円

※ 施設サービス費（連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合 1日につき）

要介護度	短期入所生活介護				
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
負担割合 1割	670円	740円	815円	886円	955円
負担割合 2割	1,340円	1,480円	1,630円	1,772円	1,910円
負担割合 3割	2,010円	2,220円	2,445円	2,658円	2,865円

② 加算（介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者のご負担額を変更します。）

加算項目	加算内容	負担割合 1割 (円)	負担割合 2割 (円)	負担割合 3割 (円)
送迎体制加算	ご利用者の自宅から当施設まで当施設職員が入退所の送迎を実施した場合（片道につき） （送迎実施地域は阿賀野市、その他地域は要相談）	184	368	552
機能訓練指導体制加算	機能訓練指導員を配置している場合	12	24	36
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士資格保有者を一定以上配置されている場合	18	36	64
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合	4	8	12
看護体制加算（Ⅱ）	基準を上回る看護職員を配置している場合	8	16	24
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	夜勤において基準を上回る職員を配置している場合	20	40	60
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	24	48	72
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決め、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合	120	240	360
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断された場合（7日を限度）	200	400	600

医療連携強化加算	加算要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合	58	116	174
認知症専門ケア加算 (I) (II) 対象者：日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当する者	(I) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアを実施した場合。 (II) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し、認知症ケアの指導及び研修を実施した場合。 認知症ケアを実施する場合、24Hシート（入居者様の生活リズムを把握するもの）を使用していく場合。	(I) 1日につき 3  (II) 1日につき 3	(I) 1日につき 6  (II) 1日につき 6	(I) 1日につき 9  (II) 1日につき 9
生産性向上推進体制加算 (I) (II)	(I) (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 (II) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。	(I) 1月につき 100  (II) 1月につき 10	(I) 1月につき 200  (II) 1月につき 20	(I) 1月につき 300  (II) 1月につき 30
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われていること。  口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談すること。（連携歯科医療機関は複数でも差し支えない。）  口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式等により提供すること。  歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を	50	100	150

	担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行うこと。			
--	--	--	--	--

介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）の加算要件を満たすこと。 介護福祉士の配置等要件を満たすこと。	（基本サービス費 ＋各種加減算）× 要件による掛け率  加算率 14.0%
介護職員等 処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）の加算要件を満たすこと 職場環境等要件（生産性向上項目3項目以上）、見える化要件を満たすこと。	加算率 13.6%
介護職員等 処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）の加算要件を満たすこと キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件をすべて満たすこと。	加算率 11.3%
介護職員等 処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、利用者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合。 （Ⅰ）：キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件をすべて満たすこと。	加算率 9%

個別により、別途加算が適用される場合があります。

- ご利用者の方の状態や状況、施設の状況等に応じて、各加算の種類に変動があります。
- 施設への入退所に際して、ご家族様が対応の場合は、送迎体制の加算はありません。

③ お食事代 （所得に応じた利用者負担軽減制度があります） 1食単位で提供できます。

	朝食	昼食	夕食
1日 1505 円	465 円	520 円	520 円

④ 滞在費 （所得に応じた利用者負担軽減制度があります） 1日あたり 2,260 円

⑤ その他の費用

日常生活費	施設での日常生活を送る上で個人的に通常必要となる身の回り品 （例：入れ歯洗浄剤、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー等）		実費のご負担 となります		
	基本的にはご家庭でご用意をお願いしますが、買物代行もお受けいたします。				
嗜好品費	おやつ代として1日 50 円		実費のご負担 となります		
行事・レクリ エーション 材料費 （娯楽費）	行事	花見・夏祭り・敬老会・新年会等	実費のご負担 となります		
	レクリエーション	娯楽を目的としたレクリエーション			
理容代	カット(顔そり込み)	2,000 円	居室でのカット	2,800 円	実費のご負担 となります
	パーマ(カット・顔そり・パーマ)		ショートカット	6,000 円	
	毛染め(カット・顔そり・毛染め)		ショートカット	5,000 円	

※理容室は、毎月2回開店します。

## 5 支払方法等

サービスを利用した翌月 15 日までに請求書を発行しますので次の何れかの方法でお支払い下さい。

- ◎振込の場合・・・サービス利用の翌月 25 日までに当苑指定の銀行口座にお振込ください。なお、振込手数料はご利用者負担となります。入金確認後、領収書を送付いたします。
- ◎口座振替の場合・・・サービス利用の翌月 25 日に指定の口座から利用料等を振替させていただきます。25 日が土・日・祝祭日にかかった場合は、銀行の翌営業日となります。入金確認後、領収書を送付いたします。残高不足などで口座振替が確認できなかった場合は、振込用紙を送付いたしますので、早急のお振込をお願いいたします。
- ◎現金払いの場合・・・サービス利用の翌月 25 日までに当施設の受付にてお支払いください。  
(午前 8:30～午後 5:30) 領収書はその際発行いたします。  
なお、土日・祝祭日にお支払いの場合は、恐れ入りますがつり銭の無いようお願いいたします。

## 6 キャンセル料

- (1) ご利用者がこのサービスを止めたい場合は、お手数ですが事前に施設までご連絡ください。

連絡先 特別養護老人ホーム あがの八雲苑 (Tel 0250-68-1722)

- (2) 利用者の都合でサービスの利用を中止する場合、キャンセル料（食費・滞在費等）が必要となる場合もありますので、できる限り早めにご連絡ください。また、ご利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない理由により利用を中止する場合は、この限りではありません。

## 7 当施設サービスの特徴

### (1) 運営方針

「施設利用者の皆様の生活の足跡に敬意を表し、個人の人格を尊重し、豊かな生活を暖かい心と働く手足によって提供する」ことを理念といたします。

### (2) 施設利用にあたっての留意事項

当施設には、他にも大勢の方が利用されておりますので、次の事項について留意してください。

外出・外泊	外出・外泊は自由ですが、行き先、出発・帰苑時間等をお申し出ください（届出書あり）
面会時間等	ご家族の方などの事務室窓口にて、面会可能時間 8:00～20:00 面会簿にご記入し番号札をお受け取り、お帰りの際に返却ください。
居室設備	設備（エアコン等）は、本来の使用法に従ってご利用ください。
診療	ご家族様の対応となっております（適宜、主治医にご相談ください）。
喫煙	全館禁煙となっております。
飲酒	飲酒は可能ですが、身体状況等を考慮する必要もありますので、事前にご相談ください。（但し、健康上の理由等によってご遠慮していただくこともあります）。
迷惑行為	共同生活の場です。騒音をたてるなど、他の利用者に迷惑となる行為はお止めください。また、他の方の居室にみだりに立ち入ることのないようお願いいたします。
宗教・政治活動	施設内での他入居者及び職員に対する宗教活動や政治活動は、ご遠慮ください。
金銭・貴重品の管理	施設では管理いたしませんのでお持ちにならないようお願いいたします。
ペット	持ち込み禁止といたしております。
洗濯物	衣類、小物類はユニット内にて洗濯を行います。従いまして、洗濯により伸び縮みする物、色落ちする物等に関してはお持ちにならないようお願いいたします。万が一、洗濯によって伸び縮みや色落ち等が生じた場合は、ご了承をお願いいたします。また、ユニット以外でも洗濯をさせていただく事がありますが、前記同様、ご理解、ご協力をお願いいたします。尚、施設内で実施した洗濯は無料です。

おやつ等の持込	<ul style="list-style-type: none"> <li>果物等の生ものに関しては、面会時に食べて頂く量のみにしてください。</li> <li>餅、団子類に関しては持ち込み禁止にさせていただきます。差し入れ等につきましては、必ず職員に相談してください。</li> <li>ゼリー類、お菓子類に関しては、お申し出いただければお預かりいたしますが、お勧めしてもお召し上がりになれず期限が切れた物に関しては処分させていただきます。</li> </ul>
その他	皆さんに快適な生活を送っていただけるよう職員も努めますが、ご協力宜しく願います。

## 8 事故発生時の対応

介護サービスの提供により事故が発生した場合には、看護職員の指示に従い適切な処置を行い、状態によっては協力医療機関へお連れし医師の指示に従います。また、速やかに利用者のご家族、市町村等の行政へ連絡を行うと共に利用者の状況、事故発生の際の経緯を報告いたします。また、早急に再発防止策を策定し、実施いたします。

## 9 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化があった場合には、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。緊急連絡先については、別紙に記入をお願いいたします。

## 10 サービスの内容に関する相談・苦情

(1) 当施設が提供する介護サービスに関する苦情は、次の窓口で受付いたしております。

- ① 窓 口 設 置 場 所 ・ ・ ・ ・ ・ 特別養護老人ホーム あがの八雲苑
- ② 窓 口 開 設 時 間 ・ ・ ・ ・ ・ 平日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30 まで (夜間は、職員の宿直者等にて対応します)
- ③ 責 任 者 ・ ・ ・ ・ ・ 理事長 近藤 浩
- ④ 担 当 職 員 ・ ・ ・ ・ ・ 生活相談員 佐藤 千恵子
- ⑤ 連絡先 (電話番号) ・ ・ ・ ・ ・ 0250 - 68 - 1722

(2) 当事業所に対する苦情は、次の窓口でも受付しています。

新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	所在地	〒950-8560 新潟県新潟市中央区新光町7番地1 新潟県自治会館別館
	電話番号	025-285-3022
社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地	〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2 新潟ユニゾンプラザ
	電話番号	025-281-5609
阿賀野市役所 民生部高齢福祉課 介護保険係	所在地	〒959-2025 阿賀野市岡山町10番15号
	電話番号	0250-62-2510
五泉市役所 高齢福祉課 介護保険係	所在地	〒959-1692 五泉市太田1094番地1
	電話番号	0250-43-3911
新発田市役所 高齢福祉課	所在地	〒957-8686 新発田市中央町3-3-3
	電話番号	0254-22-3030
新潟市役所 介護保険課 介護給付係	所在地	〒951-8550 新潟市中央区学校町1番地602番地1
	電話番号	025-224-5531
阿賀町役場 福祉介護課	所在地	〒959-4495 東蒲原郡阿賀町津川580番地1
	電話番号	0254-92-5763

#### 11、損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

当施設において、ご利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとします。

#### 12 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況について直近なし。